様式第十四号（第十条の十六関係）

（第１面）

|  |
| --- |
| 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 　　　　　　　　年　　月　　日　　（あて先）奈良市長　　　　　　　　　　　　　　　　申請者 〒　　　－　　　　  　　　 住　所 　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　 　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第６項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。） |  |
|  | 事務所 電話番号 |
| 事業場　　　　　　　　　　　　　 電話番号 |
| 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。） |  |
| 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ |  |
| 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| ※ |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格　Ａ列４番）（第２面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む）を有している場合は許可番号 |  都道府県・市区名 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな） |  | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
|  （ふりがな）名　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） |
|  | （個人である場合） |
|  | （ふりがな） |  | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  | （法人である場合） |
|  |  （ふりがな）名　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| （ふりがな） |  | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな） |  | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

（第３面）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　　　籍 |
|  | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | 　ふりがな  |  |   |
|  |   |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考 １　※欄は記入しないこと。 ２　「法定代理人」の欄から「令第６条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する　　すべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に　　　記載して、その書面を添付すること。　３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら　に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すものと認められる者を含む。　４　市長が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |